

○ 国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 採択要件 （略）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、事業の受益面積に占める、農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）の農村振興局長が別に定める経営等農地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、次の<u>いずれかの</u>とおりに増加することが確実に見込まれること。 （1）・（2） （略）</p> <p>第5 調査及び全体実施設計 地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）は、本事業の<u>実施に当たり</u>、原則として、次により調査及び全体実施設計を行うものとする。</p> <p>1 調査 （1）～（3） （略） <u>（4）貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）が本事業の実施地区に含まれる場合は、（1）から（3）までにかかわらず、埋蔵文化財調査を実施するものとする。</u> <u>（5）</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>第6 実証事業</u></p> <p><u>1 本事業の実施地区において、農村振興局長が別に定める実施要件を満たし、先端技術の導入に資する取組（以下「実証事業」という。）に該当する取組を行おうとする場合は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>2 実証事業に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。</u></p> <p><u>第7～第9</u> （略）</p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 採択要件 （略）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、事業の受益面積に占める、農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）の農村振興局長が別に定める経営等農地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、次のとおりに増加することが確実に見込まれること。 （1）・（2） （略）</p> <p>第5 調査及び全体実施設計 地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）は、本事業の<u>採択に先立ち</u>、原則として、次により調査及び全体実施設計を行うものとする。</p> <p>1 調査 （1）～（3） （略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（4）</u> （略）</p> <p>2 （略） <u>（新設）</u></p> <p><u>第6～第8</u> （略）</p>

附 則

- この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- この通知による改正規定は、令和5年度当初予算以降の予算に係るものについて適用し、令和4年度以前の歳出予算に係るものについては、なお従前の例による。